



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年12月25日火曜日 第3039号外2

## ◇ 目 次 ◇

愛媛県武道館の指定管理者の指定.....	(地域スポーツ課).....	1
愛媛県生活文化センターの指定管理者の指定.....	(文化振興課).....	1
愛媛県県民文化会館の指定管理者の指定.....	( " ).....	2
萬翠荘の指定管理者の指定.....	( " ).....	2
愛媛県生涯学習センターの指定管理者の指定.....	(まなび推進課).....	2
愛媛県総合科学博物館の指定管理者の指定.....	( " ).....	2
愛媛県歴史文化博物館の指定管理者の指定.....	( " ).....	2
えひめ青少年ふれあいセンターの指定管理者の指定.....	( " ).....	2
愛媛県男女共同参画センターの指定管理者の指定.....	(男女参画・県民協働課).....	2
愛媛県体験環境学習センターの指定管理者の指定.....	(環境政策課).....	3
愛媛県総合社会福祉会館の指定管理者の指定.....	(保健福祉課).....	3
ファミリーハウスあいの指定管理者の指定.....	(健康増進課).....	3
えひめこどもの城の指定管理者の指定.....	(子育て支援課).....	3
愛媛県立愛媛母子生活支援センターの指定管理者の指定.....	( " ).....	3
愛媛県身体障がい者福祉センターの指定管理者の指定.....	(障がい福祉課).....	3
愛媛県障がい者更生センターの指定管理者の指定.....	( " ).....	4
愛媛県視聴覚福祉センターの指定管理者の指定.....	( " ).....	4
愛媛県在宅介護研修センターの指定管理者の指定.....	(長寿介護課).....	4
愛媛国際貿易センターの指定管理者の指定.....	(産業政策課).....	4
テクノプラザ愛媛の指定管理者の指定.....	(産業創出課).....	4
えひめ森林公園の指定管理者の指定.....	(森林整備課).....	4
松山観光港ターミナルの指定管理者の指定.....	(港湾海岸課).....	4
道後公園の指定管理者の指定.....	(都市整備課).....	5
南予レクリエーション都市公園の指定管理者の指定.....	( " ).....	5
総合運動公園の指定管理者の指定.....	( " ).....	5
とべ動物園の指定管理者の指定.....	( " ).....	5

### 人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則.....	(人事委員会事務局).....	5
初任給調整手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....	( " ).....	7
期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....	( " ).....	9
教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則.....	( " ).....	10

## 告 示

### ○愛媛県告示第1249号

愛媛県教育機関の設置等に関する条例(昭和32年愛媛県条例第19号)第4条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年12月25日

愛媛県知事 中村時広

- 1 公の施設の名称  
愛媛県武道館
- 2 指定管理者の住所及び名称  
松山市市坪西町551番地  
公益財団法人愛媛県スポーツ振興事業団
- 3 指定をした年月日  
平成30年12月17日

### 4 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

### ○愛媛県告示第1250号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年愛媛県条例第2号)第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年12月25日

愛媛県知事 中村時広

- 1 公の施設の名称  
愛媛県生活文化センター
- 2 指定管理者の住所及び名称  
松山市二番町三丁目6番地5  
株式会社ウイン
- 3 指定をした年月日

平成30年12月17日

## 4 指定の期間

平成31年 4 月 1 日から平成36年 3 月31日まで

## ○愛媛県告示第1251号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年12月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 公の施設の名称

愛媛県民文化会館

## 2 指定管理者の住所及び名称

松山市道後町二丁目 5 番 1 号

公益財団法人愛媛県文化振興財団

## 3 指定をした年月日

平成30年12月17日

## 4 指定の期間

平成31年 4 月 1 日から平成36年 3 月31日まで

## ○愛媛県告示第1252号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年12月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 公の施設の名称

萬翠荘

## 2 指定管理者の住所及び名称

松山市二番町三丁目 6 番地 5

株式会社ウイン

## 3 指定をした年月日

平成30年12月17日

## 4 指定の期間

平成31年 4 月 1 日から平成36年 3 月31日まで

## ○愛媛県告示第1253号

愛媛県教育機関の設置等に関する条例（昭和32年愛媛県条例第19号）第4条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年12月25日

愛媛県スポーツ・文化部長 土 居 忠 博

## 1 公の施設の名称

愛媛県生涯学習センター

## 2 指定管理者の住所及び名称

東温市見奈良1110番地

株式会社レスパスコーポレーション

## 3 指定をした年月日

平成30年12月17日

## 4 指定の期間

平成31年 4 月 1 日から平成36年 3 月31日まで

## ○愛媛県告示第1254号

愛媛県公立博物館設置条例（昭和45年愛媛県条例第7号）第4条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年12月25日

愛媛県スポーツ・文化部長 土 居 忠 博

## 1 公の施設の名称

愛媛県総合科学博物館

## 2 指定管理者の住所及び名称

松山市三番町四丁目 9 番地 5

伊予鉄総合企画株式会社

## 3 指定をした年月日

平成30年12月17日

## 4 指定の期間

平成31年 4 月 1 日から平成36年 3 月31日まで

## ○愛媛県告示第1255号

愛媛県公立博物館設置条例（昭和45年愛媛県条例第7号）第4条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年12月25日

愛媛県スポーツ・文化部長 土 居 忠 博

## 1 公の施設の名称

愛媛県歴史文化博物館

## 2 指定管理者の住所及び名称

松山市三番町四丁目 9 番地 5

伊予鉄総合企画株式会社

## 3 指定をした年月日

平成30年12月17日

## 4 指定の期間

平成31年 4 月 1 日から平成36年 3 月31日まで

## ○愛媛県告示第1256号

愛媛県教育機関の設置等に関する条例（昭和32年愛媛県条例第19号）第4条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年12月25日

愛媛県スポーツ・文化部長 土 居 忠 博

## 1 公の施設の名称

えひめ青少年ふれあいセンター

## 2 指定管理者の住所及び名称

東温市見奈良1110番地

株式会社レスパスコーポレーション

## 3 指定をした年月日

平成30年12月17日

## 4 指定の期間

平成31年 4 月 1 日から平成36年 3 月31日まで

## ○愛媛県告示第1257号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年12月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称  
愛媛県男女共同参画センター
- 2 指定管理者の住所及び名称  
松山市山越町450番地  
公益財団法人えひめ女性財団

3 指定をした年月日  
平成30年12月17日

4 指定の期間  
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

○愛媛県告示第1258号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年12月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称  
愛媛県体験型環境学習センター
- 2 指定管理者の住所及び名称  
松山市三番町四丁目9番地5  
伊予鉄総合企画株式会社

3 指定をした年月日  
平成30年12月17日

4 指定の期間  
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

○愛媛県告示第1259号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年12月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称  
愛媛県総合社会福祉会館
- 2 指定管理者の住所及び名称  
松山市持田町三丁目8番15号  
社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会

3 指定をした年月日  
平成30年12月17日

4 指定の期間  
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

○愛媛県告示第1260号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年12月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称  
ファミリーハウスあい
- 2 指定管理者の住所及び名称  
松山市室町74番地2

特定非営利活動法人ラ・ファミリエ

3 指定をした年月日  
平成30年12月17日

4 指定の期間  
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

○愛媛県告示第1261号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年12月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称  
えひめこどもの城
- 2 指定管理者の住所及び名称  
松山市三番町四丁目9番地5  
伊予鉄総合企画株式会社

3 指定をした年月日  
平成30年12月17日

4 指定の期間  
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

○愛媛県告示第1262号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年12月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称  
愛媛県立愛媛母子生活支援センター
- 2 指定管理者の住所及び名称  
松山市道後町二丁目12番11号  
社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団

3 指定をした年月日  
平成30年12月17日

4 指定の期間  
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

○愛媛県告示第1263号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年12月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称  
愛媛県身体障がい者福祉センター
- 2 指定管理者の住所及び名称  
松山市道後町二丁目12番11号  
社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団

3 指定をした年月日  
平成30年12月17日

4 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

○愛媛県告示第1264号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年12月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称  
愛媛県障がい者更生センター
- 2 指定管理者の住所及び名称  
松山市道後町二丁目12番11号  
社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団
- 3 指定をした年月日  
平成30年12月17日
- 4 指定の期間  
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

○愛媛県告示第1265号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年12月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称  
愛媛県視聴覚福祉センター
- 2 指定管理者の住所及び名称  
松山市道後町二丁目12番11号  
社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団
- 3 指定をした年月日  
平成30年12月17日
- 4 指定の期間  
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

○愛媛県告示第1266号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年12月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称  
愛媛県在宅介護研修センター
- 2 指定管理者の住所及び名称  
松山市末町甲9番地1  
特定非営利活動法人愛と心えひめ
- 3 指定をした年月日  
平成30年12月17日
- 4 指定の期間  
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

○愛媛県告示第1267号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年12月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称  
愛媛国際貿易センター
- 2 指定管理者の住所及び名称  
松山市大可賀二丁目1番28号  
愛媛エフ・イー・ゼット株式会社
- 3 指定をした年月日  
平成30年12月17日
- 4 指定の期間  
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

○愛媛県告示第1268号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年12月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称  
テクノプラザ愛媛
- 2 指定管理者の住所及び名称  
松山市久米窪田町337番地1  
公益財団法人えひめ産業振興財団
- 3 指定をした年月日  
平成30年12月17日
- 4 指定の期間  
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

○愛媛県告示第1269号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年12月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称  
えひめ森林公園
- 2 指定管理者の住所及び名称  
松山市三番町四丁目4番地1  
愛媛県森林組合連合会
- 3 指定をした年月日  
平成30年12月17日
- 4 指定の期間  
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

○愛媛県告示第1270号

愛媛県港湾管理条例（昭和28年愛媛県条例第47号）第15条の3第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年12月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称  
松山観光港ターミナル
- 2 指定管理者の住所及び名称  
松山市高浜町五丁目2259番地 1  
松山観光港ターミナル株式会社
- 3 指定をした年月日  
平成30年12月17日
- 4 指定の期間  
平成31年 4 月 1 日から平成36年 3 月31日まで

○愛媛県告示第1271号

愛媛県立都市公園条例（昭和34年愛媛県条例第19号）第15条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。  
平成30年12月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称  
道後公園
- 2 指定管理者の住所及び名称  
松山市持田町三丁目 2 番22号  
コンソーシアムGENKI  
代表者 NPO法人TIES21えひめ  
構成員 株式会社愛媛庭園  
構成員 株式会社遊亀
- 3 指定をした年月日  
平成30年12月17日
- 4 指定の期間  
平成31年 4 月 1 日から平成36年 3 月31日まで

○愛媛県告示第1272号

愛媛県立都市公園条例（昭和34年愛媛県条例第19号）第15条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。  
平成30年12月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称  
南予レクリエーション都市公園
- 2 指定管理者の住所及び名称

- 宇和島市津島町近家甲1813  
南レク株式会社
- 3 指定をした年月日  
平成30年12月17日
- 4 指定の期間  
平成31年 4 月 1 日から平成36年 3 月31日まで

○愛媛県告示第1273号

愛媛県立都市公園条例（昭和34年愛媛県条例第19号）第15条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。  
平成30年12月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称  
総合運動公園
- 2 指定管理者の住所及び名称  
松山市市坪西町551番地  
公益財団法人愛媛県スポーツ振興事業団
- 3 指定をした年月日  
平成30年12月17日
- 4 指定の期間  
平成31年 4 月 1 日から平成36年 3 月31日まで

○愛媛県告示第1274号

愛媛県立都市公園条例（昭和34年愛媛県条例第19号）第15条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。  
平成30年12月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称  
とべ動物園
- 2 指定管理者の住所及び名称  
伊予郡砥部町上原町240番地  
公益財団法人愛媛県動物園協会
- 3 指定をした年月日  
平成30年12月17日
- 4 指定の期間  
平成31年 4 月 1 日から平成36年 3 月31日まで

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 - 1208

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成30年12月25日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 43）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第33（第22条関係） 昇格時号給対応表 1～4 省略	別表第33（第22条関係） 昇格時号給対応表 1～4 省略

5 医療職給料表(□昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1～78	省略					
79	<u>45</u>	省略				
80	省略					
81	<u>46</u>	省略				
82	<u>46</u>	省略				
83	<u>47</u>	省略				
84	<u>47</u>	省略				
85	<u>47</u>	省略				
86～113	省略					

6 省略

7 中学校・小学校教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
1～81	省略		
82	<u>57</u>	省略	
83	<u>58</u>	省略	
84	<u>58</u>	省略	
85	<u>59</u>	省略	
86	<u>59</u>	省略	
87	<u>60</u>	省略	
88	<u>60</u>	省略	
89	<u>61</u>	省略	
90	<u>61</u>	省略	
91	<u>62</u>	省略	
92	<u>62</u>	省略	
93	省略		
94	<u>63</u>	省略	
95～157	省略		

7の2・7の3 省略

8 高等学校等教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
1～94	省略		
95	<u>53</u>	省略	
96	省略		
97	<u>54</u>	省略	
98	<u>54</u>	省略	
99	<u>55</u>	省略	
100	<u>55</u>	省略	
101	<u>55</u>	省略	

5 医療職給料表(□昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1～78	省略					
79	<u>46</u>	省略				
80	省略					
81	<u>47</u>	省略				
82	<u>47</u>	省略				
83	<u>48</u>	省略				
84	<u>48</u>	省略				
85	<u>49</u>	省略				
86～113	省略					

6 省略

7 中学校・小学校教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
1～81	省略		
82	<u>58</u>	省略	
83	<u>59</u>	省略	
84	<u>60</u>	省略	
85	<u>61</u>	省略	
86	<u>61</u>	省略	
87	<u>61</u>	省略	
88	<u>62</u>	省略	
89	<u>62</u>	省略	
90	<u>62</u>	省略	
91	<u>63</u>	省略	
92	<u>63</u>	省略	
93	省略		
94	<u>64</u>	省略	
95～157	省略		

7の2・7の3 省略

8 高等学校等教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
1～94	省略		
95	<u>54</u>	省略	
96	省略		
97	<u>55</u>	省略	
98	<u>55</u>	省略	
99	<u>56</u>	省略	
100	<u>56</u>	省略	
101	<u>57</u>	省略	

102	<u>56</u>	省略	
103	<u>56</u>	省略	
104	<u>56</u>	省略	
105	<u>57</u>	省略	
106	<u>57</u>	省略	
107	<u>57</u>	省略	
108	<u>58</u>	省略	
109	<u>58</u>	省略	
110	<u>58</u>	省略	
111	<u>59</u>	省略	
112	<u>59</u>	省略	
113	<u>59</u>	省略	
114	<u>60</u>	省略	
115	<u>60</u>	省略	
116	<u>60</u>	省略	
117・118	省略		
119	<u>61</u>	省略	
120	<u>61</u>	省略	
121	<u>61</u>	省略	
122～124	省略		
125	<u>62</u>	省略	
126	<u>62</u>	省略	
127～130	省略		
131	<u>63</u>	省略	
132～153	省略		

102	<u>57</u>	省略	
103	<u>57</u>	省略	
104	<u>58</u>	省略	
105	<u>58</u>	省略	
106	<u>58</u>	省略	
107	<u>59</u>	省略	
108	<u>59</u>	省略	
109	<u>59</u>	省略	
110	<u>60</u>	省略	
111	<u>60</u>	省略	
112	<u>60</u>	省略	
113	<u>61</u>	省略	
114	<u>61</u>	省略	
115	<u>61</u>	省略	
116	<u>61</u>	省略	
117・118	省略		
119	<u>62</u>	省略	
120	<u>62</u>	省略	
121	<u>62</u>	省略	
122～124	省略		
125	<u>63</u>	省略	
126	<u>63</u>	省略	
127～130	省略		
131	<u>64</u>	省略	
132～153	省略		

**附 則**

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1209

初任給調整手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年12月25日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

**初任給調整手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則**

初任給調整手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 155）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	職員給与と条例1号職員					職員給与と条例	職員給与と条例
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	2 号 職 員	3 号 職 員
	円	円	円	円	円	円	円
(1) 1年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	50,000
(2) 1年以上2年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	50,000
(3) 2年以上3年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	50,000
(4) 3年以上4年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	46,200
(5) 4年以上5年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	42,400
(6) 5年以上6年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	38,600
(7) 6年以上7年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	49,000	34,800
(8) 7年以上8年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	47,200	31,000
(9) 8年以上9年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	45,400	27,200
(10) 9年以上10年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	43,600	23,400
(11) 10年以上11年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	41,800	19,600
(12) 11年以上12年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	40,000	15,800
(13) 12年以上13年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	38,200	12,000
(14) 13年以上14年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	36,400	8,200
(15) 14年以上15年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	35,000	4,400
(16) 15年以上16年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	33,600	
(17) 16年以上17年未満	410,400	364,800	305,300	248,600	183,100	32,200	
(18) 17年以上18年未満	406,000	360,800	302,000	246,000	181,500	30,800	
(19) 18年以上19年未満	401,600	356,800	298,700	243,400	179,900	29,400	
(20) 19年以上20年未満	397,200	352,800	295,400	240,800	178,300	28,000	
(21) 20年以上21年未満	392,800	348,800	292,100	238,200	176,700	26,600	
(22) 21年以上22年未満	373,400	331,900	278,300	226,200	167,500	26,000	
(23) 22年以上23年未満	353,600	314,700	264,300	214,300	157,700	25,400	
(24) 23年以上24年未満	334,300	298,000	250,800	202,300	148,600	24,400	
(25) 24年以上25年未満	314,900	281,100	236,900	190,500	138,900	23,800	
(26) 25年以上26年未満	295,400	264,200	223,200	178,700	129,700	23,200	
(27) 26年以上27年未満	272,700	243,400	205,600	164,300	118,700	22,600	
(28) 27年以上28年未満	250,500	223,000	188,500	150,000	108,300	22,000	
(29) 28年以上29年未満	228,100	202,600	171,200	135,700	98,000	21,200	
(30) 29年以上30年未満	205,300	181,800	153,600	121,400	87,000	20,900	
(31) 30年以上31年未満	180,500	159,900	135,600	106,400	76,400	20,500	
(32) 31年以上32年未満	155,600	138,000	117,300	91,600	65,300	19,900	
(33) 32年以上33年未満	131,000	116,300	99,400	76,400	54,900	19,000	
(34) 33年以上34年未満	92,900	84,400	73,400	57,300	40,700	18,100	
(35) 34年以上35年未満	57,600	54,600	49,100	38,900	27,500	17,400	

備考1 この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。

2 この表において、「職員給与と条例1号職員」とは職員給与と条例第18条の4第1項第1号の職を占める職員を、「職員給与と条例2号職員」とは同項第2号の職を占める職員を、「職員給与と条例3号職員」とは同項第3号の職を占める職員をいう。

3 この表において、「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の職を占める職員をいう。



附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の初任給調整手当の支給等に関する規則別表の規定は、平成30年4月1日から適用する。

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1210

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年12月25日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 204）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p><b>第14条</b> 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の4第1項又は教育職員給与条例第19条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の115以上100分の190以下</u>（職員給与条例第19条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の139以上100分の230以下</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の103.5以上100分の115未満</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の124.5以上100分の139未満</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の92</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の112</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の92未満</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の112未満</u>）</p> <p>2 前項第1号の場合において、当該職員（特定幹部職員を除く。）が業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により、職務上特に功績があり、表彰を受けた場合又はこれに準ずる場合の成績率は、<u>100分の190</u>とする。</p> <p>3 省略</p> <p><b>第14条の2</b> 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の49.5以上</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の59.5以上</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の46</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の56</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の46未満</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の56未満</u>）</p> <p>2 省略</p>	<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p><b>第14条</b> 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の4第1項又は教育職員給与条例第19条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の110以上100分の180以下</u>（職員給与条例第19条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の134以上100分の220以下</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の98.5以上100分の110未満</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の119.5以上100分の134未満</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の87</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の107</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の87未満</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の107未満</u>）</p> <p>2 前項第1号の場合において、当該職員（特定幹部職員を除く。）が業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により、職務上特に功績があり、表彰を受けた場合又はこれに準ずる場合の成績率は、<u>100分の180</u>とする。</p> <p>3 省略</p> <p><b>第14条の2</b> 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の44.5以上</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の54.5以上</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の41</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の51</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の41未満</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の51未満</u>）</p> <p>2 省略</p>

**第2条** 期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 勤勉手当の成績率 )</p> <p><b>第14条</b> 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の4第1項又は教育職員給与条例第19条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の112.5以上100分の185</u>以下（職員給与条例第19条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の136.5以上100分の225</u>以下）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の101以上100分の112.5</u>未満（特定幹部職員にあつては、<u>100分の122以上100分の136.5</u>未満）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の89.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の109.5</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の89.5</u>未満（特定幹部職員にあつては、<u>100分の109.5</u>未満）</p> <p>2 前項第1号の場合において、当該職員（特定幹部職員を除く。）が業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により、職務上特に功績があり、表彰を受けた場合又はこれに準ずる場合の成績率は、<u>100分の185</u>とする。</p> <p>3 省略</p> <p><b>第14条の2</b> 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の47</u> 以上（特定幹部職員にあつては、<u>100分の57</u> 以上）</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の43.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の53.5</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の43.5</u>未満（特定幹部職員にあつては、<u>100分の53.5</u>未満）</p> <p>2 省略</p>	<p>( 勤勉手当の成績率 )</p> <p><b>第14条</b> 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の4第1項又は教育職員給与条例第19条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の115以上100分の190</u>以下（職員給与条例第19条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の139以上100分の230</u>以下）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の103.5以上100分の115</u>未満（特定幹部職員にあつては、<u>100分の124.5以上100分の139</u>未満）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の92</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の112</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の92</u> 未満（特定幹部職員にあつては、<u>100分の112</u> 未満）</p> <p>2 前項第1号の場合において、当該職員（特定幹部職員を除く。）が業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により、職務上特に功績があり、表彰を受けた場合又はこれに準ずる場合の成績率は、<u>100分の190</u>とする。</p> <p>3 省略</p> <p><b>第14条の2</b> 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の49.5</u>以上（特定幹部職員にあつては、<u>100分の59.5</u>以上）</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の46</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の56</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の46</u> 未満（特定幹部職員にあつては、<u>100分の56</u> 未満）</p> <p>2 省略</p>

**附 則**

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則第14条第1項及び第2項並びに第14条の2第1項の規定は、平成30年12月1日から適用する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1211

教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年12月25日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

**教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則**

教育職員の管理職手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 390）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表第 2（第 3 条関係）</b>			<b>別表第 2（第 3 条関係）</b>		
1 中学校・小学校教育職員給料表			1 中学校・小学校教育職員給料表		
職務の級	区 分	管理職手当	職務の級	区 分	管理職手当
4 級	1 種	79,000円	4 級	1 種	78,800円
	省略			省略	
省略			省略		
2 高等学校等教育職員給料表			2 高等学校等教育職員給料表		
職務の級	区 分	管理職手当	職務の級	区 分	管理職手当
4 級	1 種	83,200円	4 級	1 種	83,000円
	省略			省略	
省略			省略		

**附 則**

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の教育職員の管理職手当に関する規則別表第 2 の規定は、平成30年 4 月 1 日から適用する。